

円滑な食品アクセスの確保について

近畿農政局消費・安全部
消費生活課 村上忠良

1. 食品アクセスとは

食料・農業・農村基本法改正の背景

- これまで、国として、食料の総量を確保すれば、消費者の購買力を背景とした食品流通の発達により、国内に広く食料を行き渡らせることが可能との考え方方に立っていた。
- 「食料安全保障」については、国際的には、食料の供給総量確保や不測時対応にとどまらず、「国民一人一人が健全な食生活を享受できること」を位置付けることが主流。
- こうした中で、我が国においては、人口減少・高齢化や、経済成長の停滞と並行して、**平時における食料安全保障上のリスクが顕在化**。

物理的アクセスの課題

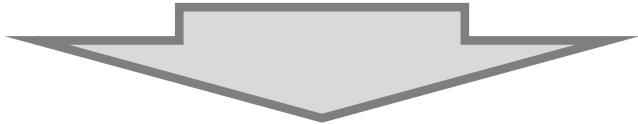
高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に**食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる方**（いわゆる「買物困難者」）が増えてきている。

経済的アクセスの課題

低所得者層の割合が増加する中で、経済的理由により十分な食料を入手できず、**健全な食生活が実践できていない者の割合が増加している**と考えられる。

2. 円滑な食品アクセスの確保に向けた全体的な動き

- 具体的な食品アクセスの問題については、地域によって様々であり、その地域の実情に応じて取り組んでいく必要があるところ、
 - ①買物困難者に関しては、地域・農村活性化、ラストワンマイル物流、地域交通、中心市街地・商店街活性化、過疎問題等
 - ②経済的に困窮している方々に関しては、社会保障制度、児童福祉やこども支援、食品ロス削減、食育等と密接に関係することから、**関係省庁が連携して、食品アクセス問題に係る実態把握をしつつ、地域の取組を支えていくことが重要。**



- 2024年に改正された食料・農業・農村基本法において、**国は、地方公共団体、食品事業者等と連携し、物理的・経済的要因にかかわらず、円滑な食品アクセスの確保が図られるよう、食料を円滑に提供するための環境整備等を講ずるものとする旨規定されたところ。**

参考：食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抄）

（食料の円滑な入手の確保）

第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずるものとする。 **（新設）**



3. 食品アクセスの確保に関する食料・農業・農村基本計画の規定

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）（抄）

Ⅲ 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

1 食品アクセスの確保

（1）平時における食品アクセスの確保

① 物理的アクセスの確保

（略）買物困難者への多様な食料提供に向けて、全国的な取組状況を鑑みつつ、市町村等を中心に、食品事業者、物流事業者、NPO等の関係者が連携して、地域の課題を整理し、対策を立案、実施するための体制づくりを推進する。

また、買物困難者に関する課題が明らかになった地域において、それぞれの課題に応じ、移動販売車の導入、宅配の実施等によるラストワンマイル物流の確保、買物支援バスの運行等による交通手段の確保、民間企業による地域までの物流輸送と地域のNPO等による地域内の個宅への配送を連携して行う食品アクセスの確保等を促進する。

② 経済的アクセスの確保

（略）経済的理由により十分な食料を入手できない者への多様な食料提供に向けて、食品アクセスの全国的な取組状況等を把握しつつ、市町村等を中心に食品事業者、物流事業者、NPO等の関係者が連携して地域の課題に応じた取組を進める体制づくりを推進する。

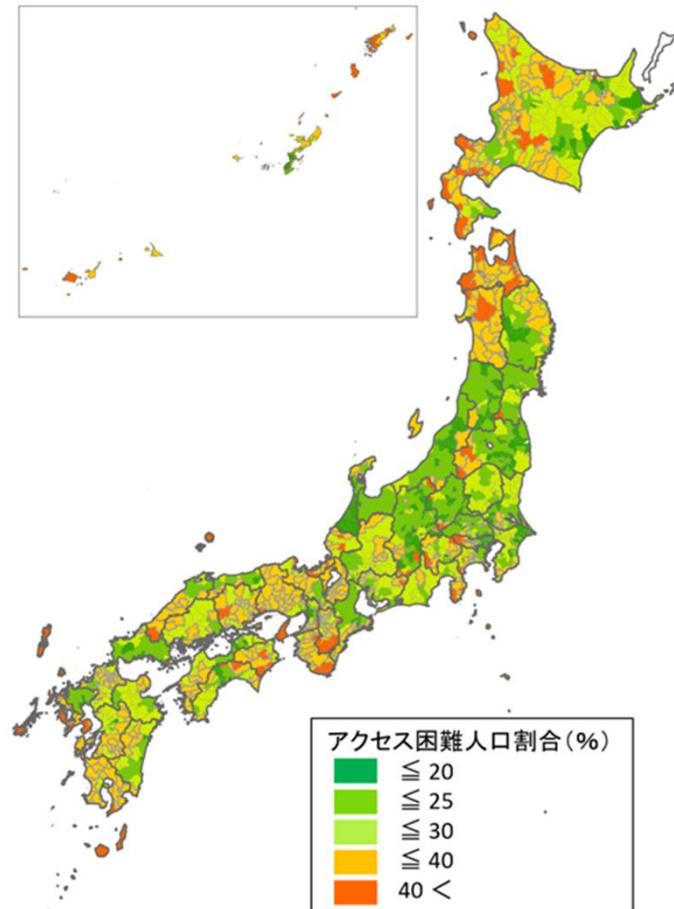
また、経済的理由により十分な食料を入手できない者への食料提供の質・量の充実に向けて、食料の出し手・受け手のマッチングを促進するとともに、食品事業者による食品寄附の取組内容の見える化や、フードバンク・こども食堂・こども宅食等の食料受入・提供機能の強化など、食料の出し手・受け手双方の取組拡大を促進する。その際、食品寄附等に関する官民協議会において策定された「食品寄附ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク等を同ガイドラインに基づき認定するなどにより特定するための仕組みを構築し、その運用を推進する。

KPI（2030年度）		
経済的アクセス	<ul style="list-style-type: none">経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合フードバンク活動を行う団体の食品取扱量	55%（2024年度）→80% 15,755t（2023年度）→28,000t
物理的アクセス	<ul style="list-style-type: none">高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる者（いわゆる買物困難者）への対策の取組が行われている市町村割合	89%（2024年度）→90%

4. 買物困難者の現状

- 高齢者等を中心に、食料品の購入に不便や苦労を感じる方が増加。
 - 買物困難者（アクセス困難人口※）は、**我が国65歳以上人口の約26%、904万人**。近年は都市圏でも急増。
- ※ スーパー等の店舗まで500m以上かつ自動車利用が困難な65歳以上高齢者、2020年時点。

○ 買物困難者の存在状況



出典：農林水産政策研究所公表「食料品アクセスマップ（2020年・市町村別）」

https://www.maff.go.jp/primaff/seika/fsc/faccess/a_map.html

注：市町村の65歳以上の人⼝に占める食料品アクセス困難人口の割合

○ 買物困難者の推移

	2020年	(参考)		
		2005年	2010年	2015年
全国計	9,043	6,788	7,332	8,246
三大都市圏	4,141	2,621	3,067	3,776
東京圏	2,037	1,244	1,548	1,982
名古屋圏	787	514	563	609
大阪圏	1,317	862	956	1,185
地方圏	4,902	4,168	4,265	4,470

出典：農林水産政策研究所「2020年食料品アクセス困難人口の推計結果」

注：2020年と2015年以前はデータが異なるため連続しない。

○ 対策を必要としている市町村の割合 88.1%

注：アンケートに回答した1,033市町村中910市町村が「対策が必要」うち

- └ 既に対策を実施 75.5%
- └ 実施を検討中 3.7%
- └ 実施していない 20.8%

出典：「令和6年度「食品アクセス問題（買物困難者）」に関する全国市町村アンケート調査結果」

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/access_genjo.html

5. アンケート結果【物理的アクセス】

調査対象

- 全国の1,741市町村（東京都特別区を含む）
- 有効回答数：1,033市町村（回答率59.3%）
- 調査期間：令和6年10月21日～令和6年11月22日



調査結果

回答のあった 1,033 市町村のうち、

- 「対策が必要」又は「ある程度必要」と回答
：910 市町村（88.1%）
- 対策を必要としている市町村のうち、行政及び民間いずれの対策も実施されていない
：98市町村（10.8%）
- 対策を実施していない理由
：「どのような対策を実施すべきかわからない」の回答割合が最も高い（24.5%）

6. 買物困難者への対策

- 買物困難対策は「流通と顧客を如何に接近させるか」が課題。対策として、①店を作る、②店への交通手段を提供する、③店を届ける、④商品を届けるの4類型の取組。
- 農林水産省が毎年地方自治体に行っているアンケート等を基に対策を働きかけ。

買物困難者対策の類型と手法の具体例

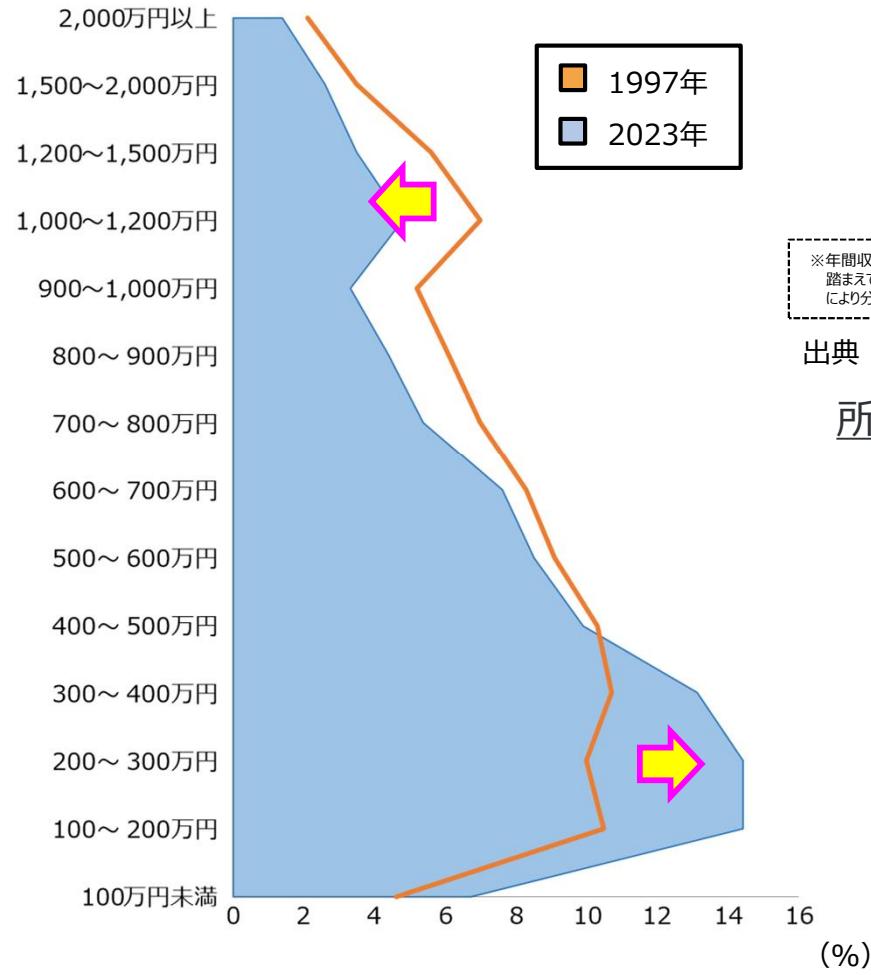
関係省庁の支援策の例

対策の類型	手法の具体例	府省名	支援策の例
①店を作る	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロスーパー ・コミュニティストア (地方有志による空き店舗活用) 	内閣府・ 内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金 ・地方創生に資する地域の交流拠点施設を整備し、生活利便性向上のため、買物困難者に対する移動販売等を行う場合などに、拠点施設の整備などを支援。
		総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎地域持続的発展支援交付金 ・過疎地域等における集落ネットワーク圏において地域住民が中心となって形成した地域運営組織等が行う買物支援バスの運行などの取組を支援。 ・過疎市町村がICT等技術を活用して行うデマンド交通実証事業等の取組を支援。
②店への 交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・買物支援バス ・乗合タクシー 	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト ・「交通空白」解消に向けた新たな取り組みの立ち上げをはじめ、地域の公共交通のリ・デザインと社会的課題解決を一体的に推進するための多様な関係者の共創や、DX・GXによる持続可能な地域公共交通の実現を図るため、官民、交通事業者間、他分野の共創やMaaSの更なる高度化を推進する取組を支援。 ○ モーダルシフト等推進事業 ・モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、「認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト及び幹線輸送の集約化、ラストワンマイル配送の効率化、中継輸送の初年度の運行経費」等に対して支援を行うとともに、省人化・自動化に資する機器の導入に対して支援。 ○ ドローン配送拠点整備促進事業 ・離島や山間部などの過疎地域の物流の担い手不足や貨物量の減少等に対応し、自治体、物流事業者等が連携して取り組むドローンを活用したラストワンマイル配送拠点の整備を支援。
③店を届ける	<ul style="list-style-type: none"> ・移動販売車 ・公民館などへの出張販売 	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農山漁村振興交付金のうち農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ・中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う、実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。 ○ 持続可能な食品等流通対策事業、物流生産性向上推進事業 ・移動販売車のほか買物支援バスの実証等を支援。
④商品を 届ける	<ul style="list-style-type: none"> ・宅配 ・御用聞き ・買物代行サービス ・ドローン配送 	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な物流を支える物流効率化実証事業のうち買物困難者対策事業 ・地域における買物困難者対策を支援するため、自動配送ロボットの実証実験を補助。

7. 経済的に困窮している方々の現状

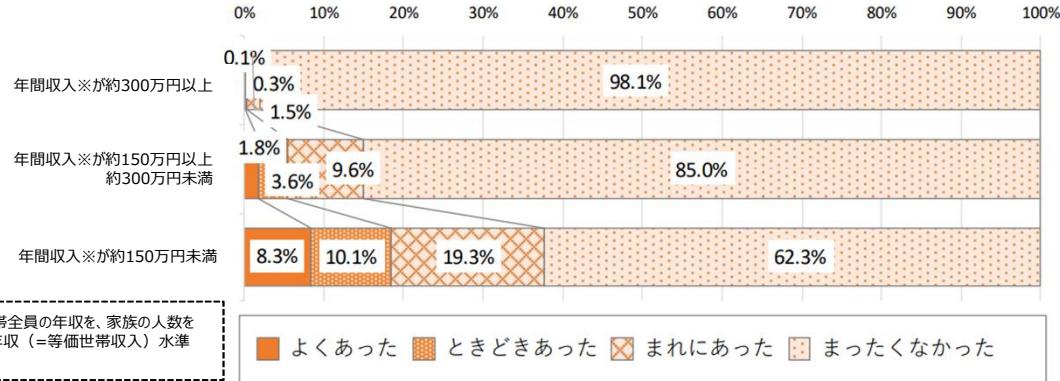
- 低所得者層の増加により、経済的理由で十分な食料が確保されず、健全な食生活が実践できていない家庭が増加していると考えられる。

所得金額階級別世帯数の相対度数分布の変化



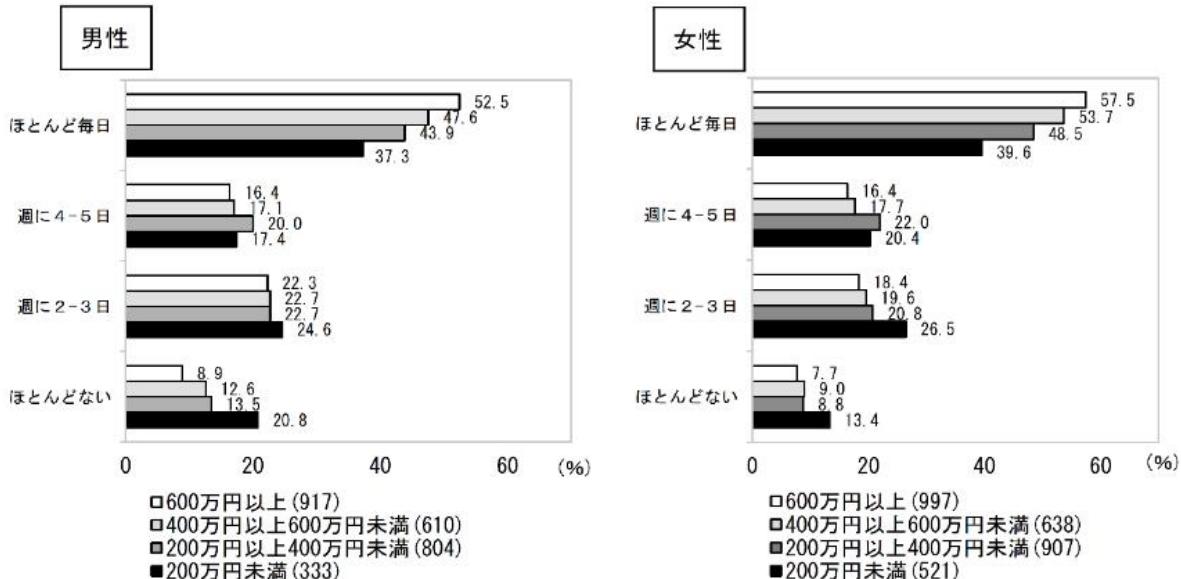
出典：「国民生活基礎調査」（厚生労働省）を基に農林水産省作成

経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかった経験（収入水準別）



出典：「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」（内閣府）を基に農林水産省が修正を加えたもの

所得と主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の頻度の状況（20歳以上）



出典：「平成30年国民健康・栄養調査報告」（厚生労働省）

8. アンケート結果【経済的アクセス】

調査対象

- 全国の1,741市町村（東京都特別区を含む）
- 有効回答数：1,078市町村（回答率61.9%）
- 調査期間：令和6年10月17日～令和6年11月22日



調査結果

回答のあった 1,078 市町村のうち、

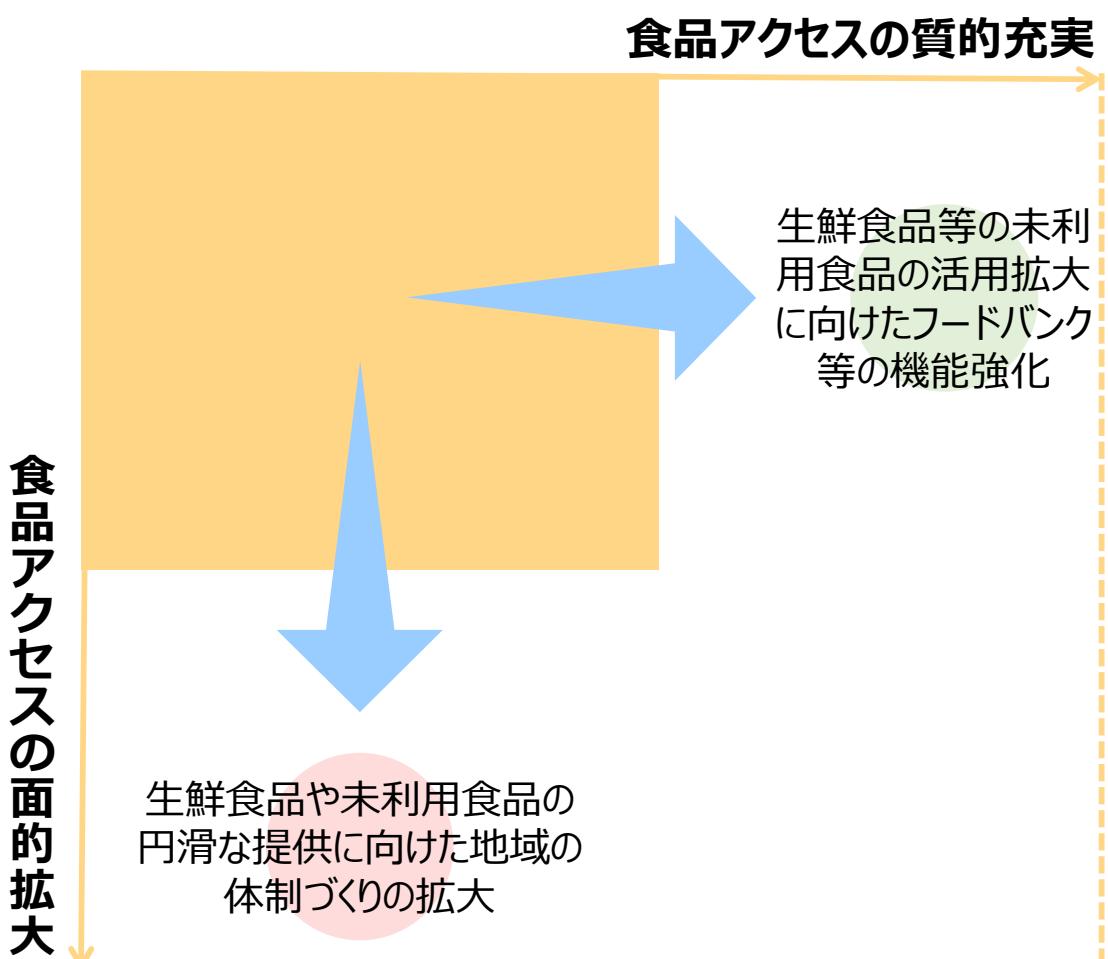
- 何らかの食品アクセスに関する取組を行っていると回答
：933 市町村（86.5%）
- 市町村と関係者が連携を図り支援が必要な方への食料提供に取り組んでいると回答
：597 市町村（55.4%）
- 食品アクセスの確保に向けて地域の関係者が連携するための協議会やネットワークなどが体制あると回答
：260 市町村（24.1%）

「経済的な食品アクセスの確保に取り組む地域の実態把握に関するアンケート調査結果について」
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/caravan/chousakekka.html>

9. 経済的に困窮している方々への対策

- 経済的困窮者への対策については、面的な広がりに加え、健全な食生活に向けた質的な充実も求められている。
- また、関係省庁では、経済的困窮者に対して様々な支援を実施していることから、関係省庁で連携して現在の取組を効果的に実行できるよう協力することが重要。

経済的に困窮している方々への対策のイメージ図



経済的に困窮している方々への主な支援策

農林水産省

食品アクセス確保、食品ロス削減、食育推進

- ・ 地域の関係者が連携して、円滑な食料提供に取り組む体制づくり等を支援
- ・ フードバンク等が衛生管理、配送等のノウハウを獲得するための専門家派遣を支援
- ・ こども食堂等における共食の場の提供を支援 など

厚生労働省

生活困窮者等に対する支援

- ・ 自治体とNPO法人等民間団体との連携の推進等により、生活困窮者自立支援の機能を強化

内閣府

孤独・孤立対策

- ・ 地方における官・民・NPO等の連携による孤独・孤立対策の推進を支援
- ・ 中間支援組織やNPO等による取組を支援

こども家庭庁

ひとり親家庭等のこどもへの支援 児童虐待防止

- ・ ひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこどもへの食事の提供等の取組を支援
- ・ こども食堂やこども宅食等を通じた要支援児童等の状況把握を支援

消費者庁

食品ロス削減、食品寄附促進

- ・ 企業等からフードバンクへの食品寄附量増加につなげるためのフードバンク認証制度を令和8年度から運用開始予定
- ・ 「食品寄附ガイドライン」の普及啓発

10. 食品アクセスの確保に関する支援策の周知

- 農林水産省の予算のほか、他省庁の関連予算を取りまとめ、食品アクセスの確保に資する関係省庁の支援策を取りまとめたパッケージを作成・公表。「食品アクセス全国キャラバン」等を開催し周知。

令和7年度食品アクセス全国キャラバン（第1回）

経済成長が停滞する中で経済的理由により十分な食料を入手できない方々や
人口減少・高齢化等により買物困難者が増加しているなど、食品アクセス問題が顕在化しています。

経済的理由により十分な食料を入手できない方々へ食料提供を行う取組（経済的アクセス）、
買物困難者対策を行う取組（物理的アクセス）の双方の食品アクセスの確保に向けて、
農林水産省及び関係省庁が合同で、令和8年度予算概算要求事業等の説明会を開催します！

参加費 無料
参加方法 事前申込不要
オンライン開催 (Teams)
参加対象 都道府県・市町村
農業協同組合
漁業協同組合
消費生活協同組合
社会福祉協議会
フードバンク
こども食堂、こども宅食
物流事業者 など

日時
①北海道・東北・関東・北陸・東海ブロック
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
山梨県、長野県、静岡県、新潟県、富山県、石川県、福井県、
岐阜県、愛知県、三重県
令和7年9月25日（木）
【経済】10:15～11:45
【物理】14:00～15:30

②近畿・中国四国・九州・沖縄ブロック
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、
香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、
熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
令和7年9月26日（金）
【経済】10:15～11:45
【物理】14:00～15:30

※全2回は同内容。所属地域の開催日に参加が難しい場合は、他地域の開催日への参加も可能です。

食品アクセスに関する支援策

【経済的アクセス】
①食料提供に資する体制づくり
②フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援
③フードバンク、こども食堂等への食料提供
④食品アクセスの状況や対策事例等

【物理的アクセス】
買物困難者の買物支援に取り組みたい
①移動販売等の拠点となる施設の整備
②店舗への交通手段の確保
③移動販売等で店舗を届ける
④商品を届ける
⑤食品アクセスの状況や対策事例等

農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課
食品アクセス企画G
(TEL) 03-3502-2349

資料はこちる（農水省webページ）
令和8年度予算概算要求時点版
支援策パッケージをチェック！



「食品アクセス全国キャラバン」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/caravan/caravan-kaisaijisseki.html>

経済的アクセス関係支援策	物理的アクセス(買物困難者対策)関係支援策
食料提供に資する体制づくり	移動販売等の拠点となる施設の整備
○円滑な食料提供に向けた地域の体制づくり※買物困難者対策としても活用可 地域の関係者が連携して地域の課題に応じた取組を進める体制づくりを推進	○地方公共団体の行う拠点施設の整備支援 買物困難者に対する移動販売等により、地方創生に資する地域の交流 拠点施設の整備を支援
○食料支援等の取組を通じたつながりづくり 孤独・孤立の予防等の観点から食料支援等を通じたつながりづくりを推進	店舗への交通手段の確保
○食品の寄附等を促進するための仕組みづくり フードバンク等への食品寄附等の促進に向けた枠組みづくりを強化 「食品寄附ガイドライン」の活用を促進 など	生活交通の確保・維持 過疎地域や中山間地域の交通、福祉等の集落機能等の維持を支援 持続可能な地域公共交通の実現に向けた多様な関係者の連携・協働による取組を支援 など
フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援	移動販売等で店舗を届ける
○地方公共団体による食料提供に向けた取組への支援 自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供等を支援	○移動販車の導入に向けた支援 ラストワンマイル配達の実現に向けた移動販売等の実装・導入を支援
○フードバンクによる未利用食品の提供活動への支援 食品アクセスの確保の観点から、多様な食料の提供に向けたフードバンクの立上げ・機能強化を支援 食品ロス削減の推進の観点から、地方公共団体によるフードバンクに対する取組を支援 など	○過疎地域等の取組支援 過疎地域等において取り組む移動販売等の取組を支援 など
○こども食堂、こども宅食等による食事の提供活動への支援 食品アクセスの確保の観点から、多様な食料の提供に向けたこども食堂等の立上げを支援 ひとり親家庭等のこども支援のため、こども宅食等による食事の提供等を支援 生活困窮者等支援のため、民間団体による食料提供活動等へ助成 など	商品を届ける ○ラストワンマイル配達の効率化に向けた支援 過疎地域を含むラストワンマイル配達の効率化の運行経費を支援 など
フードバンク、こども食堂等への食料提供	○デジタル技術を駆使した配達支援 自動配送ロボットの実証実験等を支援 など
○政府備蓄米のこども食堂等やフードバンクへの無償交付 ○国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供	食品アクセスの状況や対策事例等の発信 ○食品アクセス(買物困難者等)問題ポータルサイト等での情報提供 ○「デジ活」中山間地域への支援や買物弱者支援策をHPで紹介

食品アクセスの確保の関する支援策パッケージ
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/budget.html pdf>

【開催実績】

- 令和7年度食品アクセス全国キャラバン（第1回）
(令和7年9月25日、26日開催)
- 令和6年度食品アクセス全国キャラバン
(令和6年9月24、25、30日、令和7年1月20日、22日開催)

11. 食品アクセスの確保に関する支援策

○ 食品アクセス総合対策事業

【令和7年度予算概算決定額 124（100）百万円】
 (令和6年度補正予算額 500百万円)

＜対策のポイント＞

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

＜事業目標＞

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

＜事業の内容＞

1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
 - イ 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
 - ロ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
 - ハ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
 - ニ 課題解決に向けた計画の策定
 - イ 地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析
- ② 相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣等によるサポートを実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げを支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



円滑な食品アクセスの確保



・フードバンク等への専門家派遣等
 ・フードバンク・こども食堂等の立上げ・機能強化支援

[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

12. 食品アクセスに関する取組情報をまとめたウェブページ

- 食品アクセスの確保に向け、地域連携を行っている取組事例や関係省庁の支援策などを活用した取組事例、各地域での支援事例を作成・公表。

食品アクセスの確保に関する先進的取組事例

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/jireishu.html>

- ▶ 地域連携で実現する食品アクセスの確保に関する先進事例集
- ▶ 関係省庁の支援策を活用した先進事例集
- ▶ フードバンク活動事例集

食品アクセス（買物困難者等）問題ポータルサイト

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku_akusesu.html

- ▶ 地域に応じた各地での買物支援の取組
- ▶ 企業・団体による全国を対象とした買物支援の取組
- ▶ 買物支援の冊子やパンフレット
- ▶ 行政による全国各地での支援施策

参考：食品アクセスの確保に関する支援策（令和8年度予算概算要求）

○ 食品アクセス総合対策事業

令和8年度予算概算要求額 643百万円（前年度 124百万円）

＜対策のポイント＞

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

＜事業目標＞

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80% [令和12年度まで]）
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

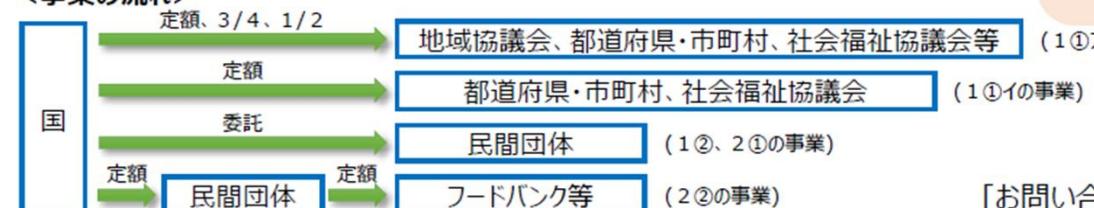
1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
 - 協議会の設置、調整役（コーディネーター）の配置、現状・課題の調査、計画の策定
 - イ 地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析
- ② 食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を伴走支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用、体制づくりの意義の普及啓発等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

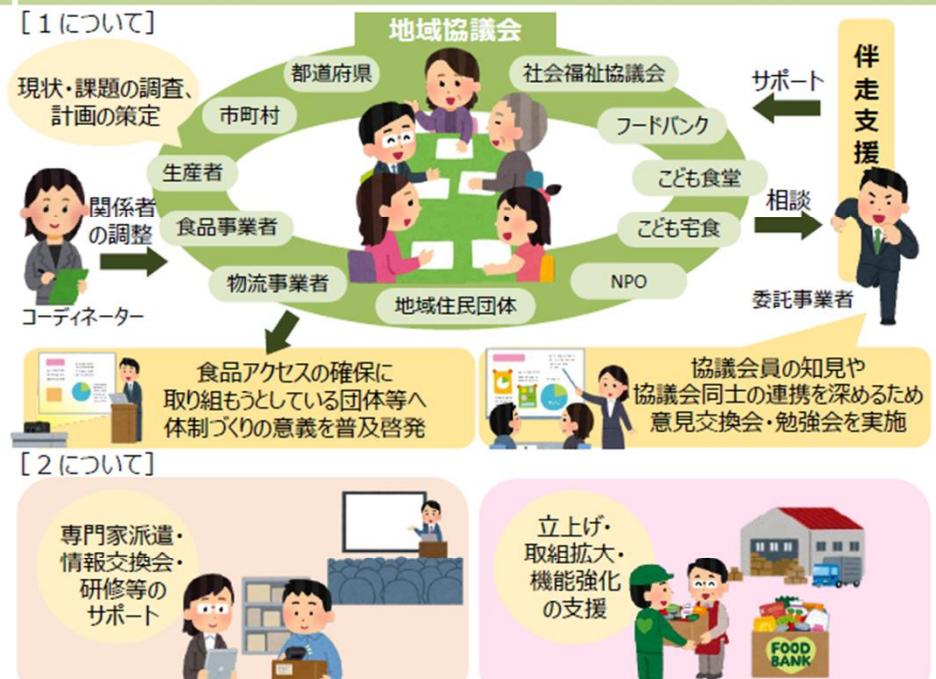
2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上や物品の管理、資金の運用等に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣や情報交換会、研修等によるサポートを実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



未利用食品の取扱いを拡大・多様な食料へのアクセスを確保

[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

参考：食品アクセスの確保に関する支援策（令和7年度補正予算）

食品アクセス確保緊急支援事業

令和7年度補正予算額 600百万円

＜対策のポイント＞

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援とともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

＜事業目標＞

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80% [令和12年度まで]）
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ① 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- ② 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ③ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- ④ 課題解決に向けた計画の策定

＜事業イメージ＞

[1について]



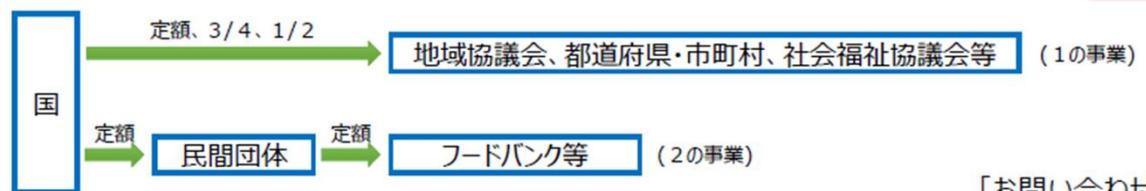
2. フードバンク等による食品提供の質・量の充実に向けた機能強化支援

地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げ・取組拡大を支援とともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

[2について]



＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)